

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等 の一部を改正する政令案の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号。以下「改正法」という。）が平成21年5月に公布された。

これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）を始めとした関係政令について、改正法に基づき届出がなされる一般化学物質、優先評価化学物質の届出閾値を定めるなど、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 一般化学物質に係る届出閾値の指定（令第5条）

一般化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

(2) 優先評価化学物質に係る届出閾値の指定（令第6条）

優先評価化学物質について届け出を求める閾値を1トン以上とする。

3. スケジュール

事務次官等会議：平成21年10月中旬（予定）

閣 議：平成21年10月中旬（予定）

施行期日：平成23年 4月 1日（金）